

国土地理院業務継続計画
(震災対策編)

令和6年6月
国土地理院

目次

第1章 総則	1
第1節 業務継続計画の目的	1
第2節 業務継続の基本方針	3
第3節 業務継続マネジメントの推進体制	4
第4節 想定被害と前提条件	4
第2章 茨城県南部地震発生時における対応	6
第1節 緊急時の行動手順	6
第2節 初動対応事項	7
第3節 茨城県南部地震応急対策業務	10
第4節 一般継続重要業務	14
第5節 執務環境の確保	15
第6節 業務継続計画の発動、復帰基準	17
第3章 業務継続への備え	17
第1節 継続すべき優先業務及び管理事務の抽出	17
第2節 関係機関との連携体制の確立	18
第3節 執行体制	19
第4節 執務環境の整備	19
第4章 代替庁舎	24
第1節 代替庁舎の場所	24
第2節 代替庁舎への移転	24
第3節 代替庁舎における執務環境の確保	24
第5章 継続的改善	25
第1節 業務継続に関する取組の改善	25
第2節 業務継続に関する実効性の維持	26
第3節 地方測量部等の業務継続計画	26

第1章 総則

第1節 業務継続計画の目的

1. 目的

「国土地理院業務継続計画(震災対策編)」(以下「本計画」という。)は、国土地理院が所管する事務に係る機能が停止又は低下する可能性のある茨城県南部地震発生時等においても、「国土地理院防災業務計画」に基づく防災対策業務を遅滞なく実施するとともに、業務停止が社会経済活動に重大な影響を及ぼす業務の継続性を確保することを目的に、必要な取組を定めるものである。

2. 背景

平成17年9月に中央防災会議が決定した「首都直下地震対策大綱」においては、首都直下地震により、膨大な人的及び物的被害の発生とともに、我が国全体の国民生活、経済活動に支障が生じるほか、海外への被害の波及が想定されることから、政治、行政、経済の枢要部分を担う首都中枢機能の継続性確保が不可欠とし、首都中枢機関は首都中枢機能の継続性確保のための計画を作成することとしている。

また、国土交通省は平成18年6月に「国土交通省安全・安心のためのソフト対策推進大綱」を策定し、この中で新たな領域に先進的に挑戦する取組の一つとして、事業継続計画への取組を打ち出した。

このような背景から、平成19年6月に「国土交通省業務継続計画」が策定され、その中で、国土交通省の施設等機関についても、「国土交通省防災業務計画」及び「国土交通省業務継続計画」との整合に十分留意し、その所掌事務に関し業務継続計画を策定することを求めている。

これを受けて国土地理院においても平成20年3月に本計画を定め、東日本大震災(平成23年3月11日発生)の教訓を踏まえて、平成24年3月に全面改正を行った。以降、中央防災会議における想定被害の見直し、「中央省庁業務継続ガイドライン」の改定、「国土地理院防災業務計画」の修正等が行われた場合や、災害に関する経験、対策の積み重ね、省内外の状況の変化等により、随時、本計画の見直しを行っている。

3. 位置付け

本計画は、「国土地理院防災業務計画」を補完するものであり、本計画の適用時には、「国土地理院災害対策要領」(平成26年国土地理院防災会議決定。以下「災対要領」という。)と相互に運用されるものである。

また、本計画は、「防災基本計画」及び「国土地理院防災業務計画」並びに「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」に位置付けられて

おり、具体的な内容については、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」に基づき作成することとされている（図－1 参照）。

なお、本計画の対象範囲は、国土地理院本院（以下「本院」という。）とし、地方測量部及び支所（以下「地方測量部等」という。）にあっては別に定めることとする。

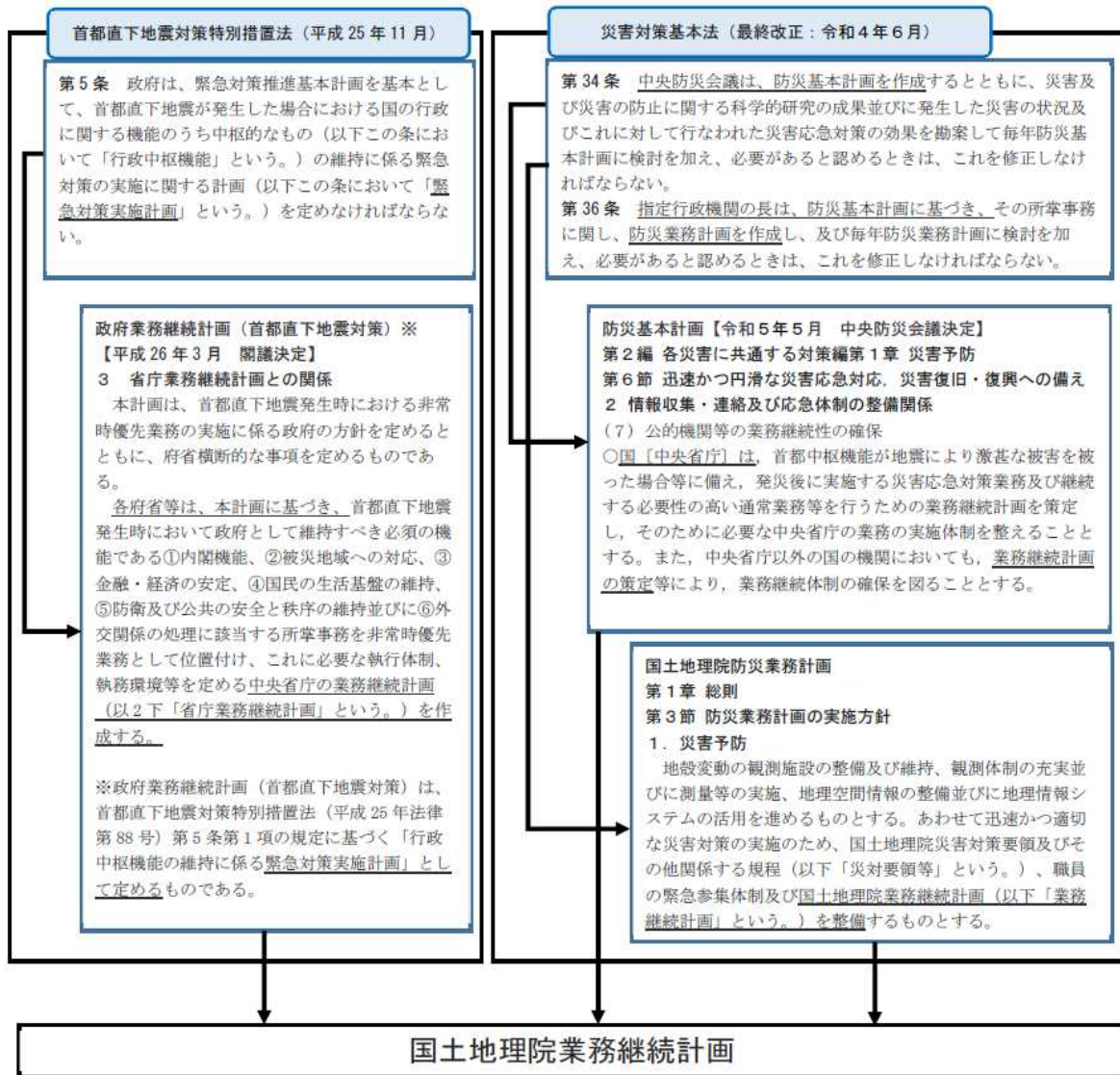


図-1 国土地理院業務継続計画の位置付け

第 2 節 業務継続の基本方針

国土地理院は、以下の基本方針に基づいて、自ら被災した場合においても「国土交通省設置法」(平成 11 年法律第 100 号) 第 28 条に定められた業務のうち優先度の高い業務の継続の確保を図る。

- ①被災地及び被災者を対象とした応急対策活動に万全を尽くす。
- ②国民の生命及び安全の確保並びに権利及び財産の保全に努めるとともに、国民生活や経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- ③国土地理院の職員（庁舎内の他組織の従事者及び来訪者を含む。）の安全を確保する。
- ④国土地理院の業務継続性の確保のため、必要な人員体制を整備し、業務資源を配分する。
- ⑤本計画を作成し、適切な運用を図るとともに、必要な見直しを行う。

第3節 業務継続マネジメントの推進体制

本計画に関する重要事項の審議については、国土地理院防災会議において行うものとする。

また、本計画の推進に関し、本院及び地方測量部等間の連絡調整を行い、関連施策の実施や業務継続に係る教育・訓練の企画・実施等のマネジメントを国土地理院防災担当者会議が行うものとする。

第4節 想定被害と前提条件

想定災害は、本院の立地（茨城県つくば市）を考慮し、中央防災会議で想定されているプレート境界茨城県南部地震（M7.3、茨城県南部の最大震度6強）とし、その想定被害は中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成25年12月）を基本とする。同地震により本院の所在する台地は、震度6弱の揺れと想定されるが、つくば市の一部の低地で震度6強が想定される。

本院の業務に関連する各項目について既往の計画の設定、文献、東日本大震災（茨城県南部の最大震度6強）における事例、中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループにおける報告、茨城県地震被害想定調査報告書等を参考にして、以下のような条件を設定する。

なお、本計画では茨城県南部地震以外の大規模な災害及び事故（非常体制以上）等の同時発生はないと仮定する。

1. 想定被害

①被害概要（冬18時発生の場合）

死者約140人、負傷者約3,500人（うち重傷者約340人）、建物全壊約8,400棟（うち火災焼失約5,300棟）

②公共交通機関

鉄道：震度5強以上の区域は、地震発生後全線運行停止する。

道路：震度6強以上のエリアで道路施設の被害、沿道建物の倒壊、延焼火災等により通行困難区間が生じるが、4車線道路など幅員の大きな道路は交通機能を果たす。なお、通行可能であるが、平均速度低下のため深刻な交通渋滞が発生する。

バス：震度5強以上の区域は、地震発生後5割相当程度減便で運行する。

③庁舎

建物が倒壊するなどの大きな損傷が生じるおそれは小さいが、設備や配管等に対する損傷、付属工作物の機能不全、データの復旧困難等により、多くの部署において業務の再開までに一定の時間を要する。

④ 庁舎に係るライフライン等

電力：地震直後、震度6弱以上の地域で火力発電所、電柱（電線）、変電所、送電線（鉄塔）の被災により停電する。

ガス：事業者（東京ガス株式会社）による供給が停止する。

固定電話：地震直後、大量のアクセスにより輻輳が発生するため、90%規制が実施されほとんど通話ができなくなる。ただし、NTT災害時優先電話（発信が一般電話に比べ優先される電話で、受信が優先されるものではない。）等の重要通信は確保される。

携帯電話：地震直後、大量のアクセスにより、輻輳が発生し、音声通信がつながりにくくなる（90%程度規制）。なお、移動系のパケット通信では、音声通信ほどの規制は受けにくいものの、メールは大幅な遅配等が発生する。

インターネット：地震直後、アクセス回線（固定電話回線等）の被災状況に依存するため、利用できないエリアが発生するが、主要なインターネットサービスでは、サービスが継続される。

上水道：管路や浄水場の被災により、揺れの強いエリアを中心に断水が発生する。

下水道：管路、ポンプ場や処理場の被災により、揺れの強いエリアを中心に下水道の利用が困難となる。

2. 前提条件

① 公共交通機関

鉄道：地震発生後、最大1か月間運行停止。ただし、発災1週間後にはバスによる代替輸送が開始される。

道路（バス）：主要道路の啓開は、1週間を要する。2週間で全路線が通常運行。

② 庁舎

倒壊等の大きな損傷が発生する可能性は低い。

③ 庁舎に係るライフライン等

電力：停電は1週間継続する。

ガス：供給復旧まで1か月を要する。

固定電話：音声通話がつながりにくいのは1週間継続する。

携帯電話：音声通話がつながりにくいのは1週間継続する。なお、音声通信ほどの規制は受けにくいものの、メールは大幅な遅配等が発生する。

マイクロ回線：特に重要なものは6時間を目途に応急復旧し、重要なものは36時間を目途に復旧する。

中央防災無線：使用可能。

インターネット：発災1週間後には、断線の復旧は進むものの、停電の長期化、データセンター停電対策の燃料枯渇により、通信状況は不安定となる。

上水道：断水は1週間継続する。

下水道：下水道の利用支障は1か月継続する。

④茨城県南部地震発生時の参集予測条件

算定した参集可能職員数をもとに、「国土地理院防災業務計画」で定められている災害応急対策業務及び一般業務のうち特に継続が必要な業務（以下「継続すべき優先業務」という。）を実施するために必要な職員（以下「参集要員」という。）の、主な参集予測条件は以下のとおり。

- ・発災後1週間は、本院から20km圏内の居住者が徒歩で参集（公共交通機関は運行停止）
- ・徒歩速度は、毎時4km

第2章 茨城県南部地震発生時における対応

本章に示す茨城県南部地震発生時における対応は、「第3章 業務継続への備え」で抽出した継続すべき優先業務である。

第1節 緊急時の行動手順

茨城県南部地震発生直後からの茨城県南部地震応急対策活動に関する時系列の行動は「表-1 茨城県南部地震応急対策活動 緊急時行動手順」のとおりである。

表－1 茨城県南部地震応急対策活動 緊急時行動手順

開始時間	国土地理院災害対策本部				
	本部員	事務局員	地理空間情報の提供及び公表	地殻変動情報の提供及び公表	横断的支援
0～30分	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部を設置 院長及び緊急参集メンバーは防災監視室に参集 	<ul style="list-style-type: none"> 災害に関する情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 斜面災害と液化化の概略位置と規模を推計し関係機関へ配信 	<ul style="list-style-type: none"> 電子基準点リアルタイム解析システム（REGARD）による解析結果を関係機関へ配信 	<ul style="list-style-type: none"> 全職員の家族を含めた安否確認を開始
30分～1時間	<ul style="list-style-type: none"> 第1回本部会議へ参加 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連絡体制の確立 第1回本部会議の開催 			<ul style="list-style-type: none"> 負傷者等への応急救援活動
1時間～3時間		<ul style="list-style-type: none"> 政府会議等への参加体制の確立 広報体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急地図の調製 		<ul style="list-style-type: none"> 施設及び設備の被災状況の確認 行政情報システムの被災状況の確認と対応
3時間～12時間	<ul style="list-style-type: none"> 第2回本部会議へ参加 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回本部会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策図データの提供及び公表 	<ul style="list-style-type: none"> 電子基準点データに基づく地殻変動情報の解析 	<ul style="list-style-type: none"> 被災した施設及び設備への対応 災害に関する情報提供機能の維持
12時間～1日	<ul style="list-style-type: none"> 第3回本部会議へ参加 	<ul style="list-style-type: none"> 第3回本部会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 空中写真撮影の実施（気象状況による） 	<ul style="list-style-type: none"> 電子基準点データに基づく地殻変動情報の提供及び公表 推定した地震発生メカニズム、断層モデル等の情報を提供及び公表 	
1日～3日	<ul style="list-style-type: none"> 本部会議へ参加 	<ul style="list-style-type: none"> 本部会議を適宜開催 	<ul style="list-style-type: none"> 空中写真撮影の実施並びに写真等の提供及び公表 災害に関するGISデータ等の作成、提供及び公表 地理調査に関する緊急測量調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急測量調査の実施による地殻変動の把握 基準点測量成果の公表停止 公共測量の成果についての取り扱い周知 SARを利用した面的地殻変動図の提供及び公表 	<ul style="list-style-type: none"> 支援事務の実施
3日～1週間	同上	同上		<ul style="list-style-type: none"> 災害状況を解析し公表 	
1週間～2週間	同上	同上			
2週間～	同上	同上		<ul style="list-style-type: none"> 公表停止中の基準点測量成果の改定及び公表 	

第2節 初動対応事項

災害発生時の参集要員及び非参集要員の行動は、勤務時間外及び勤務時間内の別におおむね以下のとおりとする。その他別途定める「災害対策活動初動マニュアル」（平成26年国土地理院防災会議決定）に基づき実施する。

1. 安否確認

人事課は、安否確認システムにより、災害発生時の安否確認を迅速に行う。

- ・職員は、地震発生時に自動送信される安否確認メール等に対し、選択方式及び伝言メッセージ等により、本人及び家族の安否、被災の状況、出勤の可否等の安否情報の入力を行い回答する。なお、安否確認システムにより、職員及びその家族の安否を確認できない職員は、人事課及び関係課室が連携して、当該職員に電話又は電子メールでの連絡、直接訪問する等、安否確認に努める。
- ・人事課は、安否確認システムによる集計結果を把握、職員の安否に関わる情報を集約し、総務部長へ報告する。
- ・総務部長は、職員の安否に関わる情報を国土地理院災害対策本部（以下「本部」という。）に報告する。

以上の習熟のため、定期的に安否の報告についての訓練を実施する。

2. 勤務時間外の発災に伴う行動

①参集要員

- ・参集要員は、茨城県南部において震度6弱以上の情報を覚知し次第、家族を含めた安否情報を安否確認メール等により回答した上で、指示を待つことなく速やかに本院、国土地理院東京オフィス又は関東地方測量部に参集するとともに以下について留意する。なお、安否確認メール等の配信がない場合は別の方法により所属長等に報告する。

留意事項

- A) 参集要員は、参集時、可能な限り本人用の飲食物を持参する。
- B) 参集要員は、参集途上の安全確保に留意しつつ、被災状況を確認し、必要事項を速やかに報告する。報告は、災対要領に定める伝達経路に基づくものとする。
- C) 参集要員は、本院到着後直ちに担当の継続すべき優先業務に従事する。

- ・参集要員は、家族を含めた安否情報を安否確認メール等により回答する。また、やむを得ず参集できない場合は、以下の理由、参集可能となる時期又は目途、避難先、連絡方法等を安否確認メール等に記載する。必要がある場合は、速やかに所属長等に連絡する。

参集できない場合（例）

- A) 職員又は家族等が被害を受け、治療又は入院の必要があるとき。
- B) 病気休暇、特別休暇、介護休暇及び育児休暇に該当し、参集することが困難なとき。
- C) 職員の住居又は職員の親族等が被災した場合で、職員が当該住居の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事しているとき又は一時的に避難しているとき。
- D) 家族等の安否が確認できないとき及び職員以外に家族の安否を確認できる者がいないとき。
- E) 参集途上において、救命活動に参加する必要が生じたとき。
- F) 徒歩により参集せざるを得ない場合で、その距離がおおむね20km以上のとき。

②非参集要員

- ・非参集要員は、家族を含めた安否情報を安否確認メール等により回答した上で、連絡が取れるよう留意して自宅等で待機し、状況把握に努めつつ所属長等からの指示を受ける。参集要員がやむを得ず参集できない状況などにおいて所属長等からの指示がある場合は、応援要員として参集する。
- ・非参集要員は、待機の間は、自宅周辺での救出及び救助活動、避難者支援に携わる等、地域貢献、地元地方公共団体への協力に積極的に取り組む。

3. 勤務時間内の発災に伴う行動

①全職員

- ・全職員は、可能な限り家族の安否を確認し、家族を含めた安否情報を安否確認メール等により回答する。
- ・家族の安否が確認できず、かつ公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合においては、所属長等の許可を得て帰宅し、家族の安否を確認する。安否確認後、家族を含めた安否情報を安否確認メール等により回答する。

②参集要員

- ・在庁している参集要員は、本計画に定める発災時の行動を遂行する。
- ・出張等で在庁していない参集要員は、「2. 勤務時間外の発災に伴う行動」に準じて参集する。

③非参集要員

- ・非参集要員は、帰宅困難者の大量発生により帰宅経路上での混乱

が想定されることから、帰宅経路上の混乱が落ち着くか、公共交通機関についての情報が明らかになるまでの間は、むやみに移動せずに庁舎内で待機*する。

- ・非参集要員は、電源等のリソース面において支障のない範囲で、安否が確認されていない職員及び家族の安否確認や庁内の復旧業務も含めたロジ業務、災害応急対策業務及び一般継続重要業務の支援、庁舎周辺地域の救出・救助活動、避難者支援に従事する。

※大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（平成27年3月施行）内閣府（防災担当）

第2章 一斉帰宅の抑制

1. 一斉帰宅抑制の基本原則

大規模地震発生時には、救命・救助活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行う必要がある。公共交通機関が運行を停止している中で、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合には、緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念される。このような帰宅困難者の一斉帰宅に伴う混乱を回避することと併せ、帰宅困難者自身の安全を確保することも重要である。例えば、企業等においては従業員等の安全の確保を図るため、従業員等を施設内に待機させることが重要となる。このため、大規模地震発生時には、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則を徹底することが不可欠である。具体的には、企業等における従業員等の施設内待機やそのための備蓄の推進、一時滞在施設の確保、家族等との安否確認手段の確保等の取組を進めていく必要がある。

第3節 茨城県南部地震応急対策業務

情報収集体制の確立や本院の本部活動、復旧準備と技術支援等、地震発生によって生じる災害応急対策業務を行う。

1. 情報収集及び本部の設置

職員の応急対策業務に必要な情報を収集するとともに、国土地理院としての意思決定を迅速に行うために、本部を速やかに設置し、本部会議を開催する。また、各府省庁、地方公共団体等の関係機関（以下「関係機関」という。）との通信手段を確立し、政府の緊急災害対策本部等への参加体制を整えるとともに広報活動ができる体制を確立する。

①情報収集

- ・全職員は、参集時に目視した情報、マスメディアが発信する情報等の災害に関する情報収集を行う。収集した情報は、本部等で共有化を図る。【災害発生時～1時間以内】

②本部の設置と本部会議の開催

- ・本部を災害発生と同時に設置するとともに、本部会議を開催

し、国土地理院としての初期の対処方針を決定する。本部員等の多くが参集途上にある場合は、Web会議又は電話会議の活用を図り、目標時間に開催する。【災害発生時～1時間以内】

③関係機関との連絡体制

- ・防災課及び防災企画調整課は、専用情報通信等による災害発生時にも使用可能な通信手段を用いて連絡体制を確立する。【30分～1時間以内】

④政府会議等への参加体制

- ・政府機関として情報の共有を図るため、防災課及び防災企画調整課は、政府の緊急災害対策本部会議、地震調査委員会等へ参加できる体制を確立する。【1時間～3時間以内】

⑤国土地理院緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣

- ・本部は、「国土地理院緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）活動マニュアル」に基づきTEC-FORCEを派遣する。

⑥広報体制

- ・広報広聴室は、災害発生後3時間をめどに報道発表及び情報提供できる体制を整備する。

⑦その他

- ・委託業者等との連絡

本院の各課及び各室（以下「本院各課等」という。）において、本院を勤務地とする委託業者等との連絡体制を平時から整える。災害発生時には、適切に連絡を取り、従業員の安全を確保するとともに業務体制の変更の協議や指示を行うものとする。

- ・帰宅困難者等への対応

総務課は、庁舎内の来訪者の状況等を確認し、来訪者の移動制限、出入り管理等を行う。総務課は、庁舎内の来訪者及び庁舎外の帰宅困難者等の対応が円滑に行えるように本院各部及び各センター（以下「本院各部等」という。）にあらかじめ指示を行う。

庁舎内の来訪者については、継続すべき優先業務の妨げにならぬよう、指定した待避場所において一時収容し、庁舎内の移動は最低限にとどめる。

庁舎外の帰宅困難者等については、災害に関する情報の提供、周辺の帰宅困難者受け入れ施設の紹介等の支援措置を可能な範囲で行う。

- ・負傷者の救護

負傷者及び急病人が発生した場合は、「国土交通省国土地理院防火・消防計画」に基づき、重傷者や急病人は医療機関に順次搬送するとともに、緊急性の低い軽傷者等には、悪化防止及び苦痛の軽減を目的とした速やかな処置を行い、待避場所に誘導する。

2. 地理空間情報の提供及び公表

正確な地理空間情報は、災害発生時に被害箇所の把握及び救命活動を実施すべき箇所の特定制や緊急輸送路を検討する等の応急対策活動の意思決定を行う上で不可欠である。このため、地殻活動をはじめとする自然現象に関する情報、地形や土地条件に関する国土の情報及び空中写真等の被災状況を把握するための情報等で国土地理院が収集又は保有する防災関連情報（以下「防災関連情報」という。）を提供及び公表する。

インターネット回線状況、その他通信回線状況が良好な場合は、ウェブページ上での公表も行う。

①地理院地図の運営

- ・情報普及課は、地理院地図の安定的な運営を行う。〔対策済のため継続〕

②緊急地図の調製、提供及び公表

- ・緊急地図作成班は、必要に応じて、緊急地図の調製に関する作業を実施する。【2時間～3時間以内】
- ・情報提供支援班は、必要に応じて、災害対策図（小縮尺図）データを関係機関に提供する。【3時間～4時間以内】

③空中写真撮影の実施並びに写真等の提供及び公表（※空中写真撮影は、気象状況により遅延の可能性がある。）

- ・基本図情報部は、速やかに被災地域の空中写真撮影を実施する。【18時間～36時間以内】
- ・基本図情報部は、空中写真等を適切な形式に加工し、閲覧に供する。【2日～3日以内】
- ・情報サービス課は、災害発生前の空中写真の画像データを準備する。【1時間～1日】
- ・情報提供支援班は、災害発生前後の空中写真の画像データを関係機関に提供する。【1時間～3日以内】

④災害に関する掲載情報の提供及び公表

- ・応用地理部は、災害に係る関係機関やメディア等からの情報収集並びに被災地の空中写真及び人工衛星画像等から災害に関する情報等を判読する。【3時間～5日以内】（※空中写真の撮影状況及び人工衛星の回帰日数により遅延の可能性がある。）
- ・応用地理部は、災害地域及び災害周辺地域の地図及びGISデータ等を作成する。【1日～1週間以内】
- ・応用地理部は、地理調査に関する緊急測量調査を実施する。【1日～3日以内】
- ・地理空間情報部は、災害に関する情報を地理院地図から公表する。【1日～1週間以内】
- ・情報提供支援班は、必要に応じて、災害状況図、災害に関するGISデータ等を関係機関に提供する。【1日～1週間以内】

⑤災害状況の解析及び公表

- ・測地観測センターは、強い地震が発生した場合には、REGARDによる解析結果を関係機関へ配信する。【地震発生後～15分以内】
- ・地理地殻活動研究センターは、強い地震が発生した場合には、斜面災害（斜面崩壊、地すべり）と液状化の概略発生位置と規模を推計し、関係機関へ配信する。【地震発生後～15分以内】

3. 地殻変動情報の提供及び公表

広域的な災害規模の把握や二次災害の防止、的確な復旧作業に資するため、観測データの解析や緊急測量調査を行い、地殻変動情報を提供又は公表する。

インターネット回線状況、その他通信回線状況が良好な場合は、ウェブページ上での公表も行う。

①電子基準点データに基づく地殻変動情報の提供及び公表

- ・測地観測センターは、電子基準点データを解析して得られた地殻変動情報を関係機関に提供及び公表する。【6時間～1日以内】
- ・地理地殻活動研究センターは、国土地理院で推定した地震発生メカニズム、断層モデル等の情報を提供及び公表する。【地殻変動量取得後1日～3日以内】

②緊急測量調査の実施並びに地殻変動情報の提供及び公表

- ・測地部及び測地観測センターは、緊急測量調査を実施し、詳細な地殻変動情報を把握する。【15時間～4日以内】
- ・情報提供支援班は、緊急測量調査で得られた地殻変動情報を関係機関に提供する。【2日～1週間以内】

③基準点測量成果の公表停止

- ・測地基準課及び測地観測センターは、地殻変動が著しい地区を特定し、基準点測量成果の公表を停止する。【災害発生時～3日以内】
- ・測量指導課は、基準点測量成果の公表停止がある場合、公共測量の成果についての取り扱いを国土地理院のウェブページ等で周知を行う。【災害発生時～3日以内】

④SARを利用した面的地殻変動図の提供及び公表

- ・宇宙測地課及び地理地殻活動研究センターは、SARデータの解析による面的な地殻変動図を作成及び公表し、情報提供支援班は関係機関に提供する。【データ取得後2日～3日以内】（※データ取得時期は、人工衛星の回帰日数により大きく変わる。）

⑤公表停止中の基準点測量成果の改定及び公表

- ・測地基準課及び測地観測センターは、被災地の円滑な復旧・復興事業の推進を支援するため、測量を実施し、公表停止中の測量成果を改定し提供を行うとともに、閲覧に供する。【1か月～改定作業実施後順次】
- ・測量指導課は、公表停止中の基準点成果の改定が行われた場合、公共測量の成果改定について測量計画機関に対し指導、助言等を

実施する。【1か月～改定作業実施後順次】

4. 横断的支援業務

1. から 3. に示された応急対策業務を効果的に進めるために必要な横断的支援業務を実施する。

①職員への支援

・総務課は、職員のため必要な非常食や災害用備品を調達し、配給する。【3時間～6時間以内】

②施設及び設備の被災状況の確認と対応

・総務課及び契約課は、建物、設備、電気、ガス、水道等の被災状況を確認及び集約する。【1時間～3時間以内】

・総務課及び契約課は、被災した施設及び設備の管理並びに応急措置を行うための事務を実施する。【3時間～3日以内】

③情報提供機能の維持

・情報システム課は、行政情報システムの被災状況を確認し、不具合があれば暫定的な処置を行う。【1時間～3時間以内】

・広報広聴室は、国土地理院のウェブページを通じての災害に関する情報提供機能を維持する。【3時間～12時間以内】

④支援事務の実施

・会計課、契約課及び総務課は、応急対策を進めるために必要な予算、発注、物品及び車両に係わる事務を実施する。【1時間～3日以内】

第4節 一般継続重要業務

茨城県南部地震の被災地だけではなく全国の国民の生命の安全、権利、財産の保全及び社会経済活動を支えるための業務を行う。

1. 生命・安全の確保

国民の生命・安全を確保する業務として、地殻の常時監視活動の継続及び再開を行う。

①電子基準点等による地殻監視活動の再開

・電子基準点課及び地殻監視課は、電子基準点等による地殻変動監視が停電及び通信回線の断線等により停止した場合は、必要な措置を講じ、速やかに活動を再開する。【電力復旧後～1週間程度】

②潮位観測の再開

・地殻監視課は、潮位観測が通信回線の断線等により停止した場合は、必要な措置を講じ、速やかに活動を再開し、併せて、気象庁へデータを提供する。【災害発生時～3時間以内】

③VLBI観測の再開

・宇宙測地課は、強い余震に注意しつつ国際観測を再開する。【電力復旧後～2週間程度】

2. 権利・財産の保全

国民の権利・財産の保全に関して相当程度影響が生じる業務については、迅速に対応できるよう適切な措置や行政サービスを順次回復させる。

①電子基準点データ（リアルタイムデータ）の提供

- ・電子基準点課は、電子基準点データ（リアルタイムデータ）を利用し測量等を実施している利用者等への電子基準点データ提供について、安定的な運用を確立する。【対策済のため継続】

②基本測量の測量成果等の閲覧及び謄本又は抄本交付事務の再開

- ・情報サービス課は、基本測量の測量成果等の閲覧及び謄本又は抄本交付（測量法（昭和24年法律第188号）第27条第3項及び第28条）に関する事務を再開する。【災害発生時～3日以内】

③基本測量の測量成果の複製及び使用承認に関する事務の再開

- ・情報企画課は、基本測量の測量成果の複製及び使用承認（測量法第29条及び第30条）に関する事務を再開する。【災害発生時～2日以内】

④公共測量に関する事務の再開

- ・測量指導課は、公共測量の指定、作業規程の承認、計画書についての助言等（測量法第5条第2号、第33条、第36条等）に関する事務を再開する。【災害発生時～1週間以内】

⑤測量士・測量士補試験の実施に関する事務

- ・総務課は、測量士・測量士補試験の実施に関する日程変更の周知等の事務を行う。【災害発生時～6時間以内】（※試験等の実施日直前で災害発生した場合の対応時間であり、日程の切迫度に応じ対応が異なる。）

一般継続重要業務以外の一般業務の実施については、地震発生当初は積極的に抑制し、その後、通常業務体制への移行が開始できる状況になった場合には、継続すべき優先業務の再開及び遂行に影響を与えない範囲内において、順次再開を目指すものとする。

第5節 執務環境の確保

1. 庁舎

①各執務室への立ち入り可否の表示

本院各課等は、各執務室の継続利用・入室可否を判断するため、点検表に基づき、執務室の被害状況を確認した上で使用の可否を判断し、各執務室等の入口に表示する等により立ち入りの可否を明らかにする。

総務部は、本院各課等からの要請を受けこれを支援する。

②各執務室の被害報告

本院各課等は、点検表に基づき点検した結果を契約課に報告をする。

なお、特に緊急な対応が必要となる被害が発生している場合には、契約課に速やかに報告する。

③休憩・仮眠等の空間の確保

本院各部等は、災害対応が長期化することも想定し、休憩・仮眠等、休息が取れる空間を確保する。

2. 電力の確保

①非常用発電設備の起動

契約課は、庁舎の商用電力供給が停止した場合、自動的に非常用発電設備が起動し、回路が切り替わったことを確認する。切り替わらない場合は、運転監視及び保守の委託業者（以下「保守業者」という。）とともに速やかに点検し、早期の運転を可能にする。

②使用可能確認

契約課は、庁舎の防災上必要な負荷（消火設備、防災設備等）、継続すべき優先業務を実施する上で必要な負荷について、非常用発電設備が通常使用電力量の半分程度であることを踏まえた上で、使用が可能であるかを確認する。

防災監視室については、防災課にて全ての機器について通常どおりの使用が可能であるかを確認する。

3. 排水機能

総務課及び契約課は、庁舎の排水管からの漏水等による二次災害を防止するため、下水道及び排水管の健全性が確認されるまでは、トイレ、給湯室等の使用禁止の措置を講じる。

4. 空調機能

①契約課は、庁舎の空調機能が確保されているかを確認する。

②本院各課等は、ライフラインが復旧し、安全が確保されるまでの間、庁舎の冷房・暖房は運転しない。

③業務継続上、空調が必要な機器（サーバ等）がある本院各課等において、使用する職員は、当該機器の空調機能が確保されているかを確認する。

④不具合等があった場合、契約課は、保守業者とともに速やかに点検し、早期の運転を可能にする。

5. エレベーター機能

①契約課は、庁舎のエレベーター機能が確保されているかを確認する。

②地震管制等により停止した場合には、保守業者による機械室及び昇降路の点検終了後、運用を再開する。

③閉じ込めがあった場合は、保守業者と連携して救出に向けた対応に着手するとともに、閉じ込められた者に対して救出目途等の情報提供を行う。

6. 通信

①電話設備

- ・契約課は、庁舎の電話設備及び発信が優先されるN T T災害時優先電話が使用可能であることを確認し、障害があれば、保守業者又はN T Tへ復旧を依頼する。
- ・防災課は、その間、専用無線通信網（自営線～公衆線接続）を介して、地方測量部等から公衆網への電話連絡を確保する。

②専用無線通信

- ・防災課は、専用無線通信網が使用可能であることを確認し、障害があれば、大臣官房技術調査課電気通信室へ復旧を依頼する。

③行政情報システム

- ・地理空間情報部は、光ファイバ網が使用可能であることを確認するとともに各種機器等の不具合を点検し、障害があれば、保守業者に被災箇所の特定及び復旧を指示する。

第6節 業務継続計画の発動、復旧基準

茨城県つくば市において、震度6強以上の地震が発生した場合、本計画は直ちに発動するものとする。

本計画発動後、本部は、非常体制から通常業務体制への復旧が相当であると判断したときは、本院各部等に対してその旨の指示を行うものとする。本院各部等は、通常体制への復旧の指示を受けたときは、非参集要員に対してその旨の連絡を行う等、通常体制への復旧を行う。

第3章 業務継続への備え

本院が、茨城県南部地震に見舞われた場合は、継続すべき優先業務を対象として、限られた人的及び物的資源を集中的に投入することとする。

第1節 継続すべき優先業務及び管理事務の抽出

真に継続が必要な業務を抽出するため、茨城県南部地震の発生後、業務停止による社会への影響度を評価する業務影響分析を行い、継続すべき優先業務を抽出する。業務影響分析として具体的には、業務が停止した場合に、国民生活や経済活動に、どのように影響を与えるかを地震発生からの経過時間（1時間、3時間、12時間、1日、3日、1週間、2週間、3週間、1か月）ごとに以下のレベルⅠ～Ⅴで評価する。

- Ⅰ（軽微）：その時点で復旧していなくても目立った支障や不便はなく社会的影響はわずかなレベル
- Ⅱ（小さい）：若干の社会的影響があるレベル（復旧準備を始める必要が生じるレベル）

- Ⅲ（中程度）：国民生活上の不便、法定手続及び契約履行の遅延等の社会的影響が発生するレベル（真剣に復旧対応を行うべきレベル）
- Ⅳ（大きい）：法令違反、重要な法定手続の遅延等の相当の社会的影響が起ることが予想されるレベル
- Ⅴ（甚大）：人命に関わること、深刻な安全・治安の問題、大多数の被災者困窮等の甚大な社会的影響が発生するレベル

国土地理院の実施する優先業務の主体は、直接的に人命に関わる性格を有するものではないが、例えば、被害の状況を表す防災関連情報の提供が遅れたことにより、救命活動の遅れや判断の誤りが結果的に人命を左右する等間接的な影響も加味して評価する。

業務影響分析の結果、地震発生後1か月以内にレベルⅢ以上の影響を与える業務を継続すべき優先業務として抽出する。

抽出された継続すべき優先業務は、本部の設置と活動、防災関連情報の提供等、地震発生によって生じる直接的な対策業務である「茨城県南部地震応急対策業務」と、国民の生命及び安全の確保並びに権利及び財産の保全の見地から茨城県南部地震発生の有無に関わらず継続が必要な「一般継続重要業務」とに分ける。第2章第3節及び第4節ではそれぞれの継続すべき優先業務の概要について説明している。

第2章第3節及び第4節において、それぞれの業務の説明の末尾に付した【A～B以内】は、業務の開始又は再開に要する災害発生後の目標時間を示す。すなわち、Aは「条件が良ければA内に当該業務を開始又は再開できる時間」を、Bは「遅くともB以内に当該業務を開始又は再開する必要がある時間」を意味する。目標時間は、いずれも勤務時間外の災害発生を前提として想定する。なお、各業務については、目標時間以降も必要に応じて適宜継続する。

また、継続すべき優先業務を実施する上で必要となる組織管理・庁舎管理、職員の安否確認、通信手段の確保、支払事務・契約事務等の管理業務について定める。

継続すべき優先業務及び管理事務については、参集予測による参集可能人員等を踏まえて精査を行う。

第2節 関係機関との連携体制の確立

本院各課等においては、関係機関との必要な連携体制が確立するよう、継続すべき優先業務及び管理事務の関係機関を整理し、関係機関との連携内容や非常時の連絡体制等を確認・整理しておくとともに、関係機関に対して自身の連絡先・連絡手段等を共有しておく。

第3節 執行体制

1. 参集要員の指定

本院各課等においては、継続すべき優先業務及び管理事務を行う職員に限らず、近傍に居住し、参集できる職員も含め、参集要員に指定し、参集要員の名簿を作成する。また、参集予測による参集可能人員を把握する。名簿及び参集可能人員は人事異動等を反映して更新する。参集要員に対しては、人事異動や訓練の際に、参集方法、継続すべき優先業務及び管理事務に関する周知を実施する。

また、以下の事項について、あらかじめ定めておく。

- ・災害対応が長期にわたることを想定したローテーション（交代要員）体制
- ・特別な知識や技能、資格を有する職員が参集不可能な場合の措置
- ・さらに過酷な状況として、初動期に参集予測による参集可能人員を大きく下回る状況での対応を想定し、優先度の高い業務について担当外での対応を可能とする対策（応援職員の指定、手順書作成）。

2. 権限委任

地震の発生時に迅速に対応し的確に業務を遂行するためには、組織内の業務が円滑に進むよう指揮命令系統が確立されることが重要である。責任者が不在の場合も適切に意思決定がなされるように、あらかじめ所属長等に係る権限委任を行うことを基本とする。なお、災害対応時には本来の責任者による的確な意思決定が重要であるため、不在となる所属長等は、権限委任後も事の重大さに応じて、迅速に本来の指揮命令系統に復帰できるよう努める。

<権限委任の考え方>

- ・所属長等が不在かつ連絡が取れない場合は、意思決定に係る権限は、あらかじめ定めた順序で自動的に委任されるものとする。ただし、所属長等が本院へ参集できない状況にあっても、連絡が取れ、指示を仰ぐことが可能な場合は、権限の委任は行わない。

第4節 執務環境の整備

1. 庁舎及び設備

① 庁舎

本院の庁舎は、平成24年度までに耐震工事が完了し、高い耐震性能が確保されている。想定する震度6弱の地震動では、設備等を含め大きな被害はなく、人命の安全確保上問題となる庁舎に関する

支障は生じないと考えられる。

② 什器転倒防止対策

執務室のロッカー等の什器転倒防止対策は、地震時における負傷者防止対策と国土地理院の業務継続の両方の観点から実施する。厚生課は、本院各部等の責任で本院各課等が、特に重要なOA機器の固定を行うとともに、什器の転倒、書類及び備品類の落下等による被害が発生しないように、不安定な什器の上部に重量物を置かないようにする等の措置を講じ、その状況を常に確認するよう指導及び監督する。

③ 薬品等危険物落下防止対策

薬品等の危険物落下防止対策は、地震時における負傷者防止対策と国土地理院の業務継続の両方の観点から実施する。薬品等の危険物を所持する本院各課等は、数量や保管場所について把握し、落下等による被害が発生しないように措置を講ずる。

④ 災害用トイレの運用体制（廃棄物処理、感染症対策）

被災によりトイレの水を流せなくなった場合、携帯トイレを使用することにより「し尿」廃棄物が大量に発生することになるが、災害の影響で清掃業者が履行できない場合は、職員が、各階のトイレで発生した「し尿」廃棄物をゴミ集積所（倉庫棟（測図）側）まで運搬する必要が生じる。その場合、当該運搬については「国土交通省国土地理院防火・防災消防計画」第36条に基づき編成された自衛消防組織の編成表上の担当地区ごとに、各地区の隊員が所属する課等において当番制等により行うものとする。なお、「し尿」廃棄物を取り扱う際は、感染等防止のため手袋、マスクを着用するなど、必要な措置を講じる。

2. エネルギー

① 電力

災害が発生した後、1週間程度の停電を想定しているため、非常用発電機を配備している。

本院の非常用発電設備は、商用電力供給が停止した場合、自動的に回路が切り替わり、電力を各棟の非常照明、エレベーター、消火栓等の非常用動力、空調機及び無停電電源装置系統へ供給する。この発電設備については、継続すべき優先業務を1週間程度実施するために必要な燃料を確保するとともに、非常用発電機の点検を毎月実施するものとする。

また、想定以上の停電においても「茨城県石油業協同組合」と優先給油に関する協定を締結し対応する。

なお、能力に限りがあるため非常用動力以外への配分については別に定めるものとする。

② ガス

ガス（東京ガス株式会社）供給については、1か月程度の停止を想定しており、供給が再開するまでの代替物としてカセットコンロ及びカセットボンベを備蓄する。

3. 通信

①固定電話

N T T回線の通信状況の確認等については、契約課が担当する。本館棟の電話設備室に大きな被害はないと想定されるため、通信は可能であるが、地震発生時は、N T T災害時優先電話を活用することにより発信を可能にする。

障害発生時には保守業者が対応することとなっているが、勤務時間内の対応のみとなっている。今後、保守業者との連絡体制を強化し、災害時に優先的な復旧を可能とするよう措置することを検討する。

②携帯電話

地震発生時は輻輳により繋がりにくいため、N T T災害時優先電話を有効に活用する。

③マイクロ回線

マイクロ回線の通信状況の確認等については、契約課が担当する。本館棟の電話設備室に大きな被害はないと想定されるため、電話及びF A Xにより、国土交通省内での通信は可能である。また、マイクロ回線の送信線である光ファイバについても、本省とのデータ通信が可能と想定される。

④中央防災無線

中央防災無線の通信状況の確認等については、防災課が担当する。中央防災無線は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第3号及び第5号に規定する指定行政機関、指定公共機関及び都道府県（以下「指定機関等」という。）と衛星回線で結ばれており、本館棟の電話設備室に大きな被害はないと想定されるため、電話及びF A Xにより、指定機関等との通信が可能である。

4. 行政情報システム

本院の全体的な行政情報システムについては、「国土地理院共同利用電子計算機システム運用継続計画」に基づき地理空間情報部が担当し、本院各課等が管理する個別の情報システムについては、当該本院各課等が担当する。

①行政情報システムの冗長化

本館棟は、平成22年12月に免震工事が完了したことから、本館棟に設置されている行政情報システムについては、通常どおりの運用が可能と想定される。本館棟以外に設置されている行政情報システムについては、冗長化を検討する。

②蓄積データのバックアップ

蓄積データのバックアップは、本院各課等がそれぞれの方法で行うこととしているが、保管場所が免震化や耐震化の完了した庁舎以外である場合には、バックアップしたデータの保管場所を検討する。

また、各職員においても、継続すべき優先業務を実施する上で必要となるデータは、あらかじめ外部メディア等にバックアップを行い、保管することとする。

③メールシステム

国土地理院のメールシステムは、本省基盤システムメールサーバを利用している。本省基盤システムメールサーバは、インターネット上で提供される S a a S を利用しているため、いずれかの地域で障害が発生しても継続して利用可能である。また、主要な通信回線について冗長化を図っている。なお、障害発生時には保守業者に指示を発出し、迅速に復旧を図ることとする。

④インターネット環境

国土地理院のインターネット環境は、本省基盤システムのネットワーク及び外部ネットワークを利用している。インターネット環境を利用するための各種ネットワーク機器及びサーバ機器については、耐震対策を実施済みである。本省基盤システムのネットワークでインターネット環境を利用するためのサーバ機器について、インターネット上で提供される S a a S を利用しているため、いずれかの地域で障害が発生しても継続して利用可能である。

外部ネットワークとの接続については、複数の回線で接続し、冗長化を図っている。なお、障害発生時には保守業者に指示を発出し、迅速に復旧を図ることとする。

5. 上下水道

①上水道

上水道（つくば市水道事業）の供給再開までは、1週間程度と想定している。本館棟には、耐震基準を満たした受水槽（容量145トン）を設置しているが、上水道の供給が長期間停止して受水槽の水が不足する場合は想定し、トイレで使用する水は構内に整備した井戸を利用する。また、飲料水については、6. を参照されたい。

②下水道

排水管又は排水施設が被害を受けた場合は、庁舎から排水することができない。排水管からの漏水等による二次災害を防止するため、排水管又は排水施設の復旧が確認されるまでは、トイレ及び湯沸かし室等の使用を禁止する。

6. 備蓄

継続すべき優先業務を行う参集要員だけでなく、参集要員以外の職員等も対象に、必要な食料、飲料水及びトイレを備蓄し、災害時に適切に供給できる体制を確立する。

総務課は、必要量、備蓄完了時期等について計画を定めるものとする。

① 食料

備蓄必要量は、参集要員を対象に1週間分、参集要員以外の職員等を対象に3日間分を想定する。なお、ガスの供給が長期間停止すると見込まれるため、お湯を使わずに済むものを備蓄する。

② 飲料水

備蓄必要量は、①と同じ対象者及び期間について必要な数量とし、1人当たりの目安は1日3リットルとする。

③ トイレ

備蓄必要量は、①と同じ対象者及び期間について必要な数量とする。なお、下水道の復旧には相当の時間を要する可能性があることから、携帯トイレ及び簡易式組み立てトイレを使用する。

7. その他

① 帰宅困難者

災害が発生した場合の本院庁舎内の来訪者及び庁舎外に存する帰宅困難者等に対する対応については、国土地理院の第一の役割は継続すべき優先業務の適切な実施であることを基本として、地域の一員としての国土地理院による共助の取組の観点から、受入方法や支援について「帰宅困難者受入対応マニュアル」を定める等、必要な対策を行う。

② 負傷者の救護

地震発生時の負傷者救護については、国土交通省国土地理院防火・消防計画に基づき対応するものとする。総務課は、共通認識として本院各部等に周知する。

また、厚生課は必要な救護用品の確保に努める。

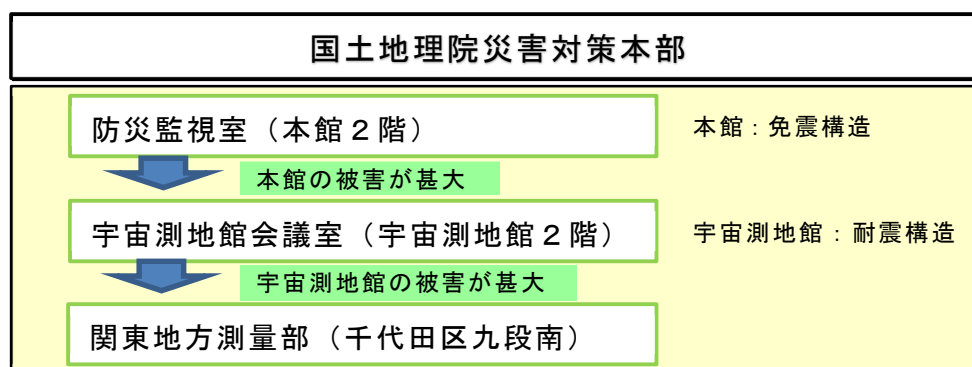
③ 各個人における業務継続への取組

地震の発生を想定して、職員各自で必要なもの、例えば、がれき等が散乱する中を帰宅する際に長時間歩くための靴、飲料水等について、各自で用意することを推奨する。

第4章 代替庁舎

第1節 代替庁舎の場所

本部の活動拠点となる防災監視室は、国土地理院の災害対応の基礎として重要であることから、現時点で予見できない不測の事態に備え、庁舎使用不能時の本部のバックアップ施設を宇宙測地館会議室及び関東地方測量部（千代田区九段南）の2か所を指定する（図－2参照）。本部以外の継続すべき優先業務のバックアップ施設は、関東地方測量部以外の地方測量部等の利用について検討する。



図－2 代替庁舎の場所

第2節 代替庁舎への移転

本部は、防災監視室の点検の結果、被災等により使用不能と判断した場合、宇宙測地館会議室へその機能を移すものとする。なお、その機能を移さない場合においても、本部会議について、執務環境の状況等から適切と判断した場合は、宇宙測地館会議室において開催することとする。また、宇宙測地館会議室の点検の結果、使用不能であることが判明した場合は、関東地方測量部にその機能を移すものとする。代替庁舎への移手段（徒歩・公用車等）・移動ルートは、被災状況、通行規制等を踏まえ、安全性・利用可能性・所要時間を考慮して選定する。使用が想定される公用車については、あらかじめ緊急通行車両確認標章及び緊急通行車両確認証明書を取得しておくこととする。

なお、代替庁舎への移転後、復旧の状況等を踏まえ、可能な限り早急に防災監視室への復帰を目指す。

第3節 代替庁舎における執務環境の確保

代替庁舎において本部の機能が速やかに発揮できるよう、代替庁舎におけるレイアウトをあらかじめ決めておくとともに、必要な機材・通信環境・備蓄等の整備を進める。

第5章 継続的改善

第1節 業務継続に関する取組の改善

本計画を実効性のあるものとするため、教育、訓練の実施計画や執行体制、執務環境に係る改善計画を定め、訓練や計画の実行等を通じて、その問題点を洗い出し、課題の検討を行い、是正すべきところを改善し、計画を更新するというPDCAサイクルによるスパイラルアップに努め、継続的に改善し、業務継続力の向上を図っていく。

1. 計画の策定と更新（PLAN）

後述「4. 計画の見直し（ACTION）」の結果を踏まえ、本計画を実効性のあるものに改正を行う。

2. 訓練や計画の実施（DO）

業務の継続性を確保するためには、業務継続の重要性を共通の認識として全職員が持つこと、すなわち「文化」として平時の業務の中にも定着させていくことが大切である。このため、実動体制を平時から想定させること、地震の発生後の施設等の機能を周知させることを目的とした訓練を定期的を実施する。

また、日常からの訓練が不可欠であり、基礎知識を与える教育のほか、机上訓練、意思決定訓練、徒歩参集訓練、安否確認訓練、システム稼動訓練、本部運営訓練など、様々な訓練、定期点検等を実施する。

3. 課題の検討と点検（CHECK）

地震発生訓練時に収集される情報や、各組織の対応については、訓練時及び訓練が終了した後、適切に記録を残すものとする。記録においては、誰がどのような役割を実施したのか、どのような課題があったのかを明らかにするよう心がけ、これらの記録をもとに、必要に応じて有識者等からの評価を受けるなど、より良い対応が行えるよう改善を図る。また、実際の地震災害が発生した場合でも、訓練と同様に情報収集・記録整備を行い今後の対応の改善に生かすようにする。その他、訓練の反省等を通し、必要となった物品については、必要量を検討し、あらかじめ確保を行う。

4. 計画の見直し（ACTION）

「3. 課題の検討と点検（CHECK）」において課題とされた事項について改善を図るとともに、計画の見直しを行う。

また、中央防災会議の想定被害の見直し、「政府業務継続計画」の改定、「国土地理院防災業務計画」の修正等が行われた場合や、災害

に関する経験、対策の積み重ね、省内外の状況の変化等により、随時、本計画の見直しを検討し、必要な修正を加える。本計画の見直し・修正を通じて、必要があると判断した場合には、「国土地理院防災業務計画」についても見直しの対象とする。

第2節 業務継続に関する実効性の維持

本計画の実効性を維持するためには、人事異動等による体制の変更があった場合においても、速やかに体制を確立し、新しい責任者や担当者が正しい知識と業務継続を実現するノウハウを持つことが重要である。

1. 配置の見直し

参集要員及び委託業者等については、人事異動及び従業員の変更があった場合に対応するため、少なくとも年に2度（4月、10月をめぐとする。）本院各課等で見直し、防災課において集約する。

2. 引継ぎ

本計画の実効性を維持するため、人事異動等の際には前任者から後任者に対して確実に引継ぎを行う必要がある。引継ぎに当たっては、以下の点を踏まえて適切に行う。

① 引き継ぐべき文書等

- ・ 本計画及び関連する規程類等
- ・ 継続すべき優先業務の実施に関するマニュアル等
- ・ 災害対応や訓練の記録
- ・ 災害時の緊急連絡先一覧

② 継続すべき優先業務に従事する職員の心構え等

- ・ 担当者は着任初日から業務継続の責任が発生すること
- ・ 本計画に関する取組は防災担当部署のみの業務ではないこと
- ・ 業務継続に関する知識も必要であること
- ・ 職員が円滑に参集するために、家族の安否確認方法や自宅の防災対策も見直すこと

第3節 地方測量部等の業務継続計画

本院各部等は、地方測量部等が業務継続計画を作成及び見直しする場合には必要に応じて協力し、防災課は、速やかにこれを収集する。